



小諸・佐久 多様な人材 皆で築こう
災害の無い安全・安心に働ける街

Hello! こもろーき通信

2026

9

No.54

長野県最低賃金が改正されます

令和8年10月2日から時間額1,117円に

長野県最低賃金が改正され、令和8年10月2日から時間額1,117円です。現行の1,061円から56円の引上げとなり、引上げ率は5.28%です。

最低賃金は、正社員、パートタイマー、アルバイトなど雇用形態を問わず、原則として長野県内のすべての労働者に適用されます。使用者は、労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

また、最低賃金額を下回る額を労働契約で定めた場合、その部分は無効となり、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。なお、最低賃金は時給制の労働者だけでなく、月給制や日給制の労働者にも適用されるため、時給換算による確認が必要な場合があります。

賃金の引上げが必要となる事業場では、この機会に現在の賃金額が改正後の最低賃金額を下回っていないか確認しましょう。



最低賃金の確認の方法

最低賃金は、時給制の労働者だけでなく、月給制や日給制の労働者にも適用されます。月給制の場合は、毎月支払われる賃金を時間額に換算し、最低賃金額以上となっているか確認する必要があります。

月給制の労働者は、「①最低賃金の計算基礎となる賃金額」を「②1か月平均所定労働時間」で割って時間額を計算します。

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \end{array} \div \begin{array}{|c|c|} \hline \text{1か月の} \\ \text{平均所定} \\ \text{労働時間} \\ \hline \text{時間} \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{時間} \\ \text{額} \\ \hline \text{円} \end{array} \geq \begin{array}{|c|c|} \hline \text{最低} \\ \text{賃金額} \\ \text{(時間額)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

最低賃金の計算基礎となる賃金額とは？

月給を時間給に換算するときは、基本給だけでなく、役職手当、職務手当などの諸手当も合計した金額を計算基礎とする事ができます。

一方、次のような手当は、計算の基礎とすることはできませんので、これらの手当を入れない状態で、時間額が最低賃金額を上回るようにしてください。

- ・通勤手当 ・家族手当
- ・精皆勤手当
- ・時間外、休日、深夜割増賃金（いわゆる残業代）
- ・賞与 など

※算入するかは手当の名称ではなく、その支給目的や支給実態によって実質で判断します。

1か月平均所定労働時間とは？

各月の所定労働時間数ではなく、各月の所定労働時間数を平均した「1か月の平均所定労働時間」を使用します。実働時間ではなく、就業規則や労働契約を基に算出した時間数です。

「1月は176で割って…2月は160で割って…」ではありませんので注意してください。

【計算例】

所定労働時間8時間、年間休日115日の場合

$$\frac{(365 - 115) \times 8}{12} \div 166.66 \text{ (切捨)}$$

※年ごとに休日数が異なる場合、見直しが必要です。

※労働者ごとに時間・日数が異なる場合、労働者ごとに計算が必要です。

賃上げ支援制度

長野県最低賃金の引上げに伴い、労働者の賃金額の見直しが必要となることがあります。長野労働局では、生産性向上のための設備投資等とあわせて賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を支援する「業務改善助成金」をはじめ、各種支援制度を設けています。見直しの際は、賃上げをご検討いただき、ぜひご活用ください。

また、助成金制度のほか、<長野働き方改革推進支援センター>による無料相談も利用できます。

急性有機溶剤中毒による重大災害が発生!! ～目に見えない危険にも対策が必要です～

令和8年8月中旬、小諸労働基準監督署管内の建設現場において、「**有機溶剤**」という人体に有害な化学物質を含む塗料を用いて、屋内で塗装作業を行っていた労働者3人が急性有機溶剤中毒に罹患する労働災害が発生しました。

詳しい原因は調査中ですが、有機溶剤が滞留する屋内での作業では、重篤な健康障害を防止するため、①十分な換気能力を有する換気設備を使用すること、②作業内容に応じた防毒マスクなどの保護具を適切に着用することが重要であり、これらの措置が適切に実施されるように、③作業開始前に危険性や必要な安全衛生対策について十分に検討すること、④有機溶剤作業主任者を選任し、適切な作業管理・指導を行うことが重要です。

有機溶剤等の化学物質は、塗料だけでなく、業務で使用する洗浄剤やインク等の製品に広く含まれています。「うちの会社で塗料は使わないし関係ない」と他人事にせず、この機会に、業務で使用する製品に含まれる**化学物質の“目に見えない危険”への対策が適切か**確認してください。

化学物質対策にお困りの場合、専用の無料相談窓口や長野産業保健総合支援センターの支援事業もご活用いただけます。



化学物質対策のチェックポイント

- ☐ 業務で取り扱う製品の安全データシート（SDS）を入手している
- ☐ SDSで製品に含まれる化学物質の種類、含有率、適用法令等を確認している
- ☐ 化学物質のリスクアセスメント（作業に潜む労働災害のリスクを見積もり、リスクを低減する措置を検討すること）を実施している
- ☐ 化学物質の種類や作業内容に適した換気装置、保護具を選定・使用している
- ☐ 化学物質管理者、保護具着用管理責任者、各種作業主任者を選任し、職務を遂行させている

化学物質管理
相談窓口
(厚労省HP)



長野産業
保健総合
支援センター



Pick UP!

毎年10月10日は
「転倒予防の日」です

今年1月から8月末までに、小諸監督署管内で最も多く発生している労働災害は「**転倒災害**」です。

転倒災害は、段差、障害物、濡れた路面など職場環境の問題だけでなく、加齢等による身体機能の低下によって発生することもあります。

転倒災害を防止するためには、職場環境の改善とあわせて、労働者の身体機能の維持・向上に取り組むことが重要です。**エイジフレンドリー補助金や理学療法士等の専門家**も活用しながら、職場の転倒リスクを見直しましょう。

制度の概要や活用事例は、掲載の二次元コードからご確認ください。詳しくは、長野県職業能力開発協会技能振興センターへお問い合わせください。

厚生労働省の「**ものづくりマイスター制度**」は、優れた技能と豊富な実務経験を持つ熟練技能者を企業へ派遣し、若手社員や経験の浅い社員に対して実践的な技能指導を行う制度です。指導は企業の現場で実施されるため、実際に使用している設備や機械を活用しながら、自社の業務に即した技能習得が可能です。

また、企業の課題やニーズに応じてオーダーメイドで指導内容を設定でき、派遣に要する費用等についても制度上の支援があります。技能継承や人材育成、技術力向上の取組として、ぜひご活用をご検討ください。

人手不足やベテラン社員の高齢化が進む中、技能の継承や若手人材の育成に課題を感じている企業も多いのではないのでしょうか。

熟練技能者から学ぶ「ものづくりマイスター制度」のご案内

～編集後記～

「酷暑が続く」と書きたいところ、【秋の気配】を感じる時節になりました。しかし、こういうときは、日中の少しの気温上昇で、集中力低下による労働災害への注意が必要です。安全は日々の小さな確認の積み重ねから生まれます。災害は忘れた頃にやってきます。忙しいときでも、ひと呼吸おいて確認を行うことが大切です。年末に向け、無事故・無災害の達成のため、職場全員で安全文化を育んでいきましょう。

今月号 関連リンク



必ずチェック
最低賃金



化学物質の
リスクアセスメントについて



長野県職業能力開発協会
技能振興センター
ホームページ